

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件

大分国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

私は、平成 2 年 8 月頃に A 市に転居し、その際に、市の年金窓口で国民年金保険料の納付手続をした。窓口の担当員から、国民年金保険料を 2 年間は遡って納付できると聞いた。私の母親は、加入手続をした平成 2 年 8 月までの私及び元夫の二人分に係る納付可能な期間について、30 万円から 40 万円くらいの国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、当該申立期間を含め、国民年金加入期間について保険料を完納しており、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「平成 2 年 8 月頃に A 市に転居した際に、市の年金窓口で国民年金保険料の納付手続を行い、窓口の担当員から、国民年金保険料を 2 年間は遡って納付できると聞いた。」旨を主張しているところ、A 市によると、「窓口に過年度納付書は常備していなかったものの、被保険者に納付可能な過年度期間がある場合は納付を勧奨し、社会保険事務所（当時）に納付書を発行するよう連絡していた。また、過年度納付の時効が迫っている期間がある場合、時効完成直前月については緊急的に市独自の納付書を発行していた。」と回答しており、申立人の主張は当時の同市における状況と符合している。

さらに、申立人は、「私の母親は、加入手続をした平成 2 年 8 月までの私及び元夫の二人分に係る納付可能な期間について、30 万円から 40 万円くら

いの国民年金保険料をまとめて納付した。」旨を主張しており、申立人の母親からも、「娘夫婦の国民年金保険料は、家に集金に来ていた銀行員にまとめて 30 万円から 40 万円くらいを一括して納付した。」と供述しているところ、平成 2 年 8 月時点で、過年度納付が可能な申立期間の国民年金保険料額は、夫婦二人分で合計 33 万 600 円であることが確認できることから、申立人及び申立人の母親の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月までの期間は 14 万 2,000 円、平成 3 年 10 月及び 4 年 2 月から同年 9 月までの期間は 19 万円、同年 10 月から 5 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 7 年 7 月までの期間は 22 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 34 万円、同年 10 月から 8 年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 9 年 9 月までの期間は 30 万円、同年 10 月から 11 年 4 月までの期間は 32 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月から 12 年 9 月までの期間は 32 万円、同年 10 月から 14 年 3 月までの期間及び 19 年 1 月から同年 9 月までの期間は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 20 日から平成 20 年 8 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間について、ねんきん特別便を確認したところ、実際に支給されていた給与額と年金事務所が記録する標準報酬月額が違うことが判明した。

当時の給与支給額に比較して申立期間の標準報酬月額が低いことに納得いかないため、調査の上、給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月20日から平成20年8月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和55年9月20日から平成20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から同年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の保管する申立期間の一部に係る給料支払明細書及びA社が保管する申立期間の一部に係る賃金計算書の厚生年金保険料控除額から、昭和61年10月から62年4月までの期間は14万2,000円、平成3年10月及び4年2月から同年9月までの期間は19万円、同年10月から5年9月までの期間は20万円、同年10月から7年7月までの期間は22万円、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月から8年9月までの期間は28万円、同年10月から9年9月までの期間は30万円、同年10月から11年4月までの期間は32万円、同年5月は30万円、同年6月から12年9月までの期間は32万円、同年10月から14年3月までの期間及び19年1月から同年9月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期にわたり一致しないこと、及びA社は、「平成5年1月分以降は記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付した。」と回答しているところ、同社から提出された平成5年1月から20年8月までの期間に係る「保険料納入告知額・領収額通知書」から確認できる保険料納付額が、オンライン記録上の標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額とおおむね一致することから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当該期間は 28 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 5 月及び同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 32 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 6 月までの期間、同年 8 月から 57 年 3 月までの期間、同年 7 月、同年 9 月から 58 年 1 月までの期間、同年 3 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 11 月、59 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月から 60 年 1 月までの期間、同年 4 月、同年 9 月から 61 年 9 月までの期間、62 年 5 月から平成 3 年 9 月までの期間、同年 11 月から 4 年 1 月までの期間、14 年 4 月から 18 年 12 月までの期間及び 19 年 10 月から 20 年 4 月までの期間については、申立人の保管している給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、及び申立事業所が保管する賃金計算書から算出される厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月、56 年 7 月、57 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月、58 年 2 月、同年 5 月、同年 8 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月、59 年 1 月、同年 4 月、同年 9 月、同年 10 月、60 年 2 月、同年 3 月及び同年 5 月から同年 8 月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 877 (事案 174 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月18日から34年3月1日まで
② 昭和37年10月1日から38年5月1日まで

申立期間①について、私は、A事業所に勤務しているとき、A事業所及びB事業所の両事業主から「C職として両事業所に勤務してほしい。そうすれば1社に勤務するより給与も高くなり、将来年金を受給するときにも有利になる。」と言われたため、A事業所を一旦退職し、C職に係る技術を学んだ後、昭和33年からの期間について両事業所において勤務を始めたにもかかわらず、B事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が34年3月1日になっていることに納得できない。

申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は両事業所からそれぞれ給与の支給を受けていたにもかかわらず、標準報酬月額が1社分の給与支給額に相当する金額となっているので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかったことに納得できない。

申立期間②について再度調査の上、両事業所の給与を合算した給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、申立人のA事業所に係る健康保険厚

生年金保険被保険者原票の記録から、申立人がA事業所を主たる事業所とし、B事業所を従たる事業所とする、二以上事業所勤務を行っていた旨記載されていることが確認できるが、i) A事業所及びB事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、両事業主及び両事業所の社会保険事務担当とされる者も死亡していることから、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできないこと、ii) 当該被保険者原票に記載されている標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが一致していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①についても新たに申立てを行っているところ、前回供述を得られなかった同僚から新たに得られた供述において、B事業所の経理事務担当者であったとすることが確認でき、当該経理事務担当者について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②前である昭和31年10月2日から34年8月20日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間②における被保険者記録は確認できないものの、当該経理事務担当者は、「正社員であれば入社した月の分の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

また、前述のA事業所に係る被保険者原票によると、申立人が、同事業所において昭和33年10月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、34年3月1日に、同事業所を主たる事業所とし、B事業所を従たる事業所として、二以上事業所勤務を行っていた旨記載されていることが確認できるところ、申立期間②において、二以上事業所勤務ではなくなったことがうかがえる記載は確認できない上、A事業所及びB事業所に係る被保険者原票において、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において、二以上事業所勤務を行っていたことが推認できる。

さらに、申立人に係る前述のA事業所に係る被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、申立期間②の直前の昭和35年5月から37年9月までの期間は1万8,000円であったものが、申立期間②において1万円に減額された後、申立期間②直後の38年5月は2万4,000円、同年6月から39年9月までの期間は2万8,000円に増額されていることが確認できるところ、A事業所及びB事業所に係る被保険者原票において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者は、標準報酬月額が減額されていないことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において同時に二以上の事業所に使用される被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業所の事業主により給与から控除されていた

と認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 37 年 9 月及び 38 年 5 月の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録などから判断すると、主たる事業所である A 事業所において、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、A 事業所及び B 事業所の両事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の両事業主は死亡している上、適用事業所名簿において、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は前任者と入れ替わりで B 事業所に入社した。」と供述しているところ、当該被保険者名簿によると、当該前任者は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が二以上事業所勤務を行った日として記録されている昭和 34 年 3 月 1 日に、B 事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立人の当該期間に係る勤務実態はうかがえない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人が B 事業所において勤務を開始した時期について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成2年8月から3年5月までの期間を32万円、同年6月から4年3月までの期間を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月7日から4年4月1日まで
② 平成8年12月1日から12年12月1日まで
③ 平成13年2月1日から18年1月1日まで

私は、A社が設立された頃に、同社の社長に誘われ、前職と同等以上の待遇を守るとの条件で同社に入社した。ねんきん定期便により確認したところ、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

全ての申立期間について、実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間について標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、申立人が所持する平成2年11月、3年2月から同年9月までの期間、及び同年11月から4年3月までの期間に係る給料支給明細書において、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成2年8月から同年10月までの期間、同年12月、3年1月及び同年10月について、申立人は給料支払明細書を所持していないが、オンライン記録により申立期間①においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び当該期間前後に係る前述の給料支払明細書により確認できる保険料控除額などから判断すると、当該期間についても前後の期間と同額の報酬月額及び厚生年金保険料控除額であることが推認される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額等から、平成2年8月から3年5月までの期間は32万円、同年6月から4年3月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録による標準報酬月額と申立人が所持する当該期間に係る給料支払明細書（平成9年1月、10年8月、13年10月、同年11月、14年6月、同年10月及び同年12月を除く。）における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は一致している。

また、給料支払明細書が無い平成9年1月、10年8月、13年10月、同年11月、14年6月、同年10月及び同年12月については、A社から申立人名義の預金通帳に振り込まれた給与振込額と、当該期間の前後の期間の給与振込額がほぼ同額であることなどから判断すると、当該期間についても、前後の期間と同様にオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月17日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成16年12月の標準賞与額が記録されていないことが分かった。

私は、平成16年12月にA事業所から賞与の支給を受けたときの賞与明細書を所持しているため、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及び事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年5月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年5月1日まで

私は、昭和18年4月にA社に入社した。同社に勤務しているときにB検定に合格し、C職として担当業務に従事して昭和22年4月までの期間において同社に勤務した。同社には従業員が30人くらいいたので厚生年金保険には加入しているはずだと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務については、申立人は昭和19年8月10日付けのC職B検定合格證書を所持していること、申立人が、「当時は戦争中であり、A社は2回移転した。」旨を供述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は同年8月25日及び20年9月28日に移転していることが確認できること、及び同僚の供述内容から判断すると、申立人が少なくとも19年6月1日から継続して申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、厚生年金保険の被保険者の名前が「D」（申立人は「E」）となっているものの、i）申立人と姓及び生年月日が一致する厚生年金保険手帳記号番号が昭和19年6月1日付け

で払い出されており、当該記号番号は、同僚と確認又は推認できる者と連番で払い出されていること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿において同社に係る被保険者と確認できる者でほかに「F」姓の者はいないことなどから、当該記号番号は、申立人が同社に勤務した当時に払い出されたものであると判断できる。

さらに、複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において「23.2.9 焼失」と記載されていることが確認できること、G県公文書館の資料によれば、G県庁は昭和23年2月*日に火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とG県H部I課が述べており、G県の元担当職員は、「火災で焼失した厚生年金保険記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから完全に修復できたかどうかは不明である。」旨を供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は「23.10.28 被保険者証検認」及び「25.11.15 書替」と表示された両被保険者名簿が存在するところ、i) 厚生年金保険手帳記号番号払出簿において昭和19年に同社に係る資格を取得したことが認められる者が多数確認できる一方、両被保険者名簿には一人しか記載されていないこと、ii) 両被保険者名簿において、健康保険整理番号に多数の欠落が見受けられること、iii) 両被保険者名簿には22年6月前の標準報酬月額の記事が無い上、申立人及び上述の19年に厚生年金保険被保険者の資格を取得した多数の同僚の氏名も見当たらないことなどから判断すると、両被保険者名簿とも書き換えられたものであることがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和19年6月1日に健康保険の適用事業所に該当することとなったことが確認できるものの、年金事務所は、「書換え前の被保険者名簿は確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は確認できない。

ちなみに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と判断される前述の厚生年金保険手帳記号番号が昭和19年6月1日付けで払い出されていることについては、同年6月に施行された厚生年金保険法において、同年6月から同年9月までの期間は、同法の適用準備期間として厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が

無いことの原因については、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、複数の同僚の供述などから判断すると、資格喪失日は 22 年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

大分国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から10年1月まで
私は、平成9年5月に会社を退社し、A社でB職として勤務していた。
そこで働いていた期間は、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料は銀行から納付していた。
申立期間が納付済期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録から、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日に申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号及び国民年金手帳記号番号のそれぞれに重複して付番され、同年11月6日に国民年金手帳記号番号に対して付番された基礎年金番号が重複取消及び統合処理されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人に対して納付書が発行された可能性はあるものの、申立期間は、同年1月の基礎年金番号導入後であり、国民年金の事務処理については、記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる上、申立人の基礎年金番号統合後のオンライン記録には、過誤納や還付記録等も無く、申立期間は、未加入期間として整理されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付した可能性は低いものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入時期は、申立人前後の20歳適用者の資格取得日から、平成8年2月頃と推認され、オンライン記録から、同年2月分及び同年3月分の国民年金保険料を9年1月に過年度納付、8年4月分から同年7月分までの国民年金保険料を同年7月に現年度納付していることがそれぞれ

れ確認できるところ、申立人は当該手続及び納付について記憶が曖昧であるほか、「平成9年5月頃に加入し、送られて来た納付書で保険料を何度か納付した記憶がある。」と主張していることから、申立人が加入時期及び納付時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳の頃、実母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、実母及び兄と一緒に私の分の国民年金保険料も地区の納税組合を通じて納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳の頃、実母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、実母及び兄と一緒に私の分の国民年金保険料も地区の納税組合を通じて納付していた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 61 年 3 月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間は、その際に 58 年 8 月まで資格取得月が遡及したことによる未納期間であることが認められることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を地区の納税組合で現年度納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人に上記手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 3 月時点では、申立期間の一部は時効のため国民年金保険料を納付できない上、時効が成立していない期間についても過年度となるが、申立人が主張する地区の納税組合においては過年度保険料を徴収しておらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の実母が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入
手続を行ったとする申立人の実母は既に死亡しており、申立期間に係る国民
年金の加入状況や保険料納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃から 34 年 2 月 25 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に学校を卒業した後、同年 4 月頃に職業訓練補導所に入所し、1年間通った。その後、昭和 31 年 4 月にA社に入社し、一度退社したものの、退社から3か月から6か月を経過した後、再度同社に入社し、34年4月までの期間において勤務した。

しかし、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が昭和 34 年 2 月 26 日から同年 4 月 26 日までの期間しか確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、少なくとも、昭和 34 年 2 月 26 日より前の時期においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚は、申立人の申立事業所に係る退社及び再入社の時期、並びに勤務期間については記憶していないことから、申立人の申立事業所における勤務期間を特定することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人のことを記憶している旨供述している同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得時期と同僚の供述による入社時期が一致していないことから判断すると、申立事業所では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に照会しても、「当時の書類は残っていない。」と回答しており、当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができな

い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 31 日から 36 年 4 月 5 日まで
② 昭和 37 年 3 月 3 日から 38 年 4 月 6 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 6 日から 39 年 7 月 20 日まで

私は、昭和 32 年 3 月から 38 年 4 月までの期間において A 社 B 事業所に途中退職することなく継続して勤務したのに、申立期間①及び②の期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間③について、私は、A 社を退社した後すぐに C 事業所に入社し、昭和 38 年 4 月から 39 年 7 月までの期間において勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は A 社 B 事業所に継続して勤務したとして申し立てているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 7 人に照会した結果、「申立人は同社に継続して勤務していた。」と供述する者（申立人の妹）が一人いるものの、「申立人は同社を退職していたと思う。」、「申立人が同社に勤務していたか否か覚えていない。」と供述する者がそれぞれ二人ずつおり、残りの二人からは回答を得られないなど、申立期間①における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、当時の A 社 B 事業所において労務を担当していたとする者は、「厚生年金保険被保険者の資格取得届及び資格喪失届は、従業員の入社日及び退職日を確認した上で、その都度社会保険事務所（当時）に届出を行

っていた。」旨を供述しているところ、前述の同僚のうち4人が供述する入社日及び退職日は、前述の被保険者名簿における同人らの厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日と符合していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人のA社B事業所における最初の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和35年7月31日と記録されている上、当該資格喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨記載されていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、前述の申立人の妹は、「私は昭和37年3月2日に退職したが、そのとき、申立人はA社B事業所に勤務していた。」と供述しているものの、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人が同社に勤務していたかどうか不明である。」と供述しており、申立期間②における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、「A社B事業所に昭和38年4月5日までの期間において継続して勤務していた。」と主張しているものの、前述の同僚の一人は、「昭和37年9月に従業員は全員集められ、A社B事業所が閉鎖されることとなった旨を告げられて、その場で失業保険などの手続きをした。同年9月には従業員全員が退職させられたと思う。」と供述し、別の同僚は、「会社は昭和37年9月に倒産し、私はみんなと一緒に退職した。みんな一緒に退職するときに申立人がいたか否か覚えていない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和37年9月20日であることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿においてA社B事業所は昭和37年9月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、申立期間②のうち、同日から38年4月6日までの期間において、同社B事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人のA社B事業所における二度目の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和37年3月3日と記録されている上、当該資格喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨記載されていることが確認できる。

- 3 A社B事業所は既に廃業し、事業主も死亡していることから申立人に係る人事記録等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立期間③について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が、C事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所は既に廃業しており、申立期間③当時の関連資

料は無いことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間③当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた4人について、当該名簿において氏名が見当たらない上、当該複数の同僚は、「C事業所の従業員は15人から20人であった。」と供述しているところ、当該名簿において、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者数は8人であることが確認できることなどから判断すると、当時、C事業所においては、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 5 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、私の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の具体的な供述及び申立人が昭和 51 年当時に購入した家屋に係る不動産登記簿などから判断すると、同年当時において、申立人の報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額より高かった状況はうかがえる。

しかしながら、申立事業所は平成 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の妻であり、商業登記簿において申立事業所の解散時に代表取締役であった者は、「当時の資料が無く、申立期間の保険料控除等は不明である。」旨を回答していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を得ることができない。

また、申立人は、申立期間後である昭和 62 年以降の給与明細書等（一部の期間については無い。）を所持しているものの、当該明細書等からは申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを推認することができない。

さらに、前述の被保険者原票において確認できる同僚の標準報酬月額と比べても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時、前述の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 5 日から 40 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 36 年 6 月 5 日から 40 年 1 月 5 日まで A 事業所に勤務した。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されたことになっているが、A 事業所を退職する際には脱退手当金はもちろん、退職金すらも支給されなかった。

私は脱退手当金を受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 7 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性 43 人の支給記録を確認したところ、16 人に支給記録が確認でき、そのうち 14 人は 6 か月以内に支給決定を受けていることが確認できる上、当該支給記録のある元同僚に対して照会した結果、「脱退手当金の説明を会社から受けた。」、「脱退手当金の手続は、会社を通じて行った。」旨の回答があったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求手続がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 2 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、昭和 40 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失以降、48 年 5 月まで公的年金制度の被保険者資格を取得していない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月頃から 49 年 6 月頃まで

私は、働きながら夜間定時制高校に 4 年間通学した後、同校の紹介で昭和 48 年 5 月頃に A 市に所在する B 社に就職し、49 年 6 月頃までの期間において勤務した。B 社はスーパーマーケット等と商業取引をしていた会社だったので、社会保険にも加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿により、B 社は昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、同僚に照会した結果、「申立人のことを記憶している。」と回答は得たものの、当該同僚が供述する自身の勤務期間、及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険の被保険者期間は、申立期間とは異なっており、申立期間における申立人の勤務実態に係る供述を得ることができない。

さらに、元事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 12 日から 43 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の期間照会において、私がA社に勤めていた期間は脱退手当金が支給されており、厚生年金保険の被保険者資格とはされない旨の回答があった。

脱退手当金を受給した覚えはないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 30 人の申立人と同性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は 24 人(申立人を含む。)見受けられ、その内訳は、脱退手当金の未請求者が 16 人、脱退手当金の受給者が 8 人(申立人を含む。)であるところ、当該 8 人の受給者のうち、7人は6か月以内の支給となっている上、このうち2組4人の被保険者の脱退手当金は支給日が同一であることが確認できる。

また、同社は、「当時において退職する女性の従業員に対し脱退手当金の請求手続についての説明を口頭で行っていた。」旨回答している上、当該支給記録のある元同僚の一人は、「脱退手当金の請求手続は事業所を通じて行った。」旨回答している。

以上のことを踏まえると、脱退手当金の請求手続において事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給決定がなされたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金の支給額と法定支給額は一致しており、社会保険事務所(当時)における一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 13 日から 62 年 10 月 1 日まで
② 平成元年 4 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで

私はA社に勤務し、B業務に従事した。両申立期間において、当時実際に支給されていた給与額と比較して標準報酬月額が低く記録されていることに納得できない。

両申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間②の一部に係る平成元年8月、2年2月、同年5月及び同年7月に係る給料明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることは認められる。

しかしながら、申立人が所持する前述の期間に係る給料明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が保管する申立期間①のうち昭和 57 年 8 月から 62 年 9 月までの期間及び申立期間②に係る預金通帳に記載された給与振込額から、申立

人はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額を超える給与額を支給されていたことが推認できるものの、申立人が同被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

さらに、平成2年からA社において社会保険事務を担当していたと供述している同僚は、「厚生年金保険報酬月額算定基礎届を提出する際は、賃金台帳を社会保険事務所（当時）に持参し、適切な事務手続を行っていた。標準報酬月額を低く届け出たり、給与額に見合う厚生年金保険料よりも多い保険料を控除したりするようなことはしていない。」と供述しているところ、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も確認できない上、申立人以外の被保険者の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録からA社は平成9年10月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の代表取締役は、「申立てどおりの資格取得届及び保険料の納付を行ったか否かは不明であり、既に会社は解散しており資料は無い。」と供述しており、当時の賃金台帳等も無く、申立人の両申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 888 (事案 584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 5 日から 46 年 1 月 5 日まで

前回の申立てにおいて、私がA社に勤務した期間のうち、昭和 43 年 1 月 5 日から 46 年 1 月 5 日までの期間及び同年 2 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間について、年金記録の訂正を申し立てたところ、46 年 2 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間は記録が訂正されたが、43 年 1 月 5 日から 46 年 1 月 5 日までの期間は記録が訂正されなかったことに納得いかない。

今回、私のいところである同僚には、同社に入社した当初から厚生年金保険の被保険者記録があると聞いており、私は自ら厚生年金保険に加入しないと希望した記憶も無く、私も入社当初から厚生年金保険に加入していたはずなので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同僚の供述から判断すると、申立期間当時において、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有していないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たって、申立人のいところである同僚が、申立事業所に入社した当初から厚生年金保険に加入していたことを理由に、正社員であった申立人においても同様に入社当初から厚生年金保険に加入して

いたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は私より少し後に入社したので、申立期間に勤務していたことは分かるが、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」と供述している。

また、雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、複数の同僚について、申立事業所に係る雇用保険被保険者の資格取得日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していることが確認できるところ、申立人の申立事業所に係る雇用保険被保険者の資格取得日は昭和46年1月5日であり、当該資格取得日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所は既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 1 月頃まで

私は、A社に私の妹及び私の叔母と一緒に勤務した。私の妹及び私の叔母は私より先にA社を退職したはずなのに、私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が私の妹及び私の叔母の資格喪失日と同日とされていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 適用事業所名簿により、A社は昭和 53 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本に記載された所在地に存在する事業所に照会したところ、「A社は昭和 50 年頃に倒産し、当時の事業主も死亡していると聞いている。」旨回答しており、当時の事業主等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

2 申立人は、「私の妹及び私の叔母は、私より先にA社を退職したはずなのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日であることに納得できない。」と主張しているところ、申立人の叔母は、「私は申立人より早く退職した。」、申立人が同時期に退職したと記憶する同僚は、「私は申立人と一緒にA社を退職したと思う。」とそれぞれ供述している一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人、申立人の妹、申立人の叔母、及び申立人が同時期に退職したと記憶する同僚に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日はいずれも昭和 46 年 10 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、事業所名は不明であるもののA社に係る記録であることが推認される事業所において、申立人は昭和46年9月30日に離職した旨の記録となっていることが確認でき、当該離職日の翌日は前述の申立人に係る被保険者名簿により確認できる資格喪失日と一致することが確認できる一方、複数の同僚に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、事業所名は不明であるもののA社に係る記録であることが推認される事業所において、当該雇用保険の被保険者記録の離職日の翌日は、同人らに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致しないことが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、A社は、必ずしも退職と同時に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に正職員として昭和 50 年 6 月 1 日から勤務したにもかかわらず、ねんきん定期便で確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 50 年 10 月 1 日と記録されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B事業所が提出した申立人に係る採用伺いにおいて、採用面接日は昭和 50 年 9 月 25 日であること及び採用日は同年 10 月 1 日であることが確認できることから判断すると、申立人は同日から申立事業所に正職員として勤務したことが推認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「当時、A事業所には臨時職員の制度があり、私も6か月間ぐらい臨時職員だった。その期間は厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立人が昭和 50 年 10 月 1 日採用となっているのは、そのときに正職員になったということだろう。」と供述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び複数の同僚に係る雇用保険被保険者の資格取得日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している上、申立期間において申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認することはできない。

加えて、前述の被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い上、オンライ

ン記録と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

私は、A社に取締役として勤務した。平成 8 年 8 月から役員報酬が 40 万円に上がったにもかかわらず、申立期間において役員報酬と比較して低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

申立期間について、役員報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立事業所から提出された申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の申立期間における報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことが確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳から、申立期間において控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく金額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 21 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、A事業所（後継事業所は、B社）に昭和 43 年 1 月頃から 45 年 8 月頃までの期間において勤務し、C職としての業務に従事した。年金事務所から当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けたが納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数のC職の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A事業所にC職の見習いとして勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C職の同僚の一人は、「申立人は私がA事業所に入社した昭和 43 年頃には既に勤務していたが、私より先に退職した。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該同僚の資格喪失日は昭和 45 年 3 月 1 日と記録されていることなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同日から同年 9 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたと推認することができない。

また、前述のC職の同僚は、「私が勤務していた期間の途中から、C職も社会保険に加入するようになったと思う。」と供述しており、別のC職の同僚は、「私が入社した頃は、厚生年金保険に加入していなかったので国民年金保険料を納付していた。昭和 44 年 5 月頃から、会社が指導を受けて厚生年金保険に加入させるようになったと記憶している。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚ら及び当該同僚らの記憶するD職の全員が昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保

険者の資格を取得しており、同日以前の期間において、当該同僚らに係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の被保険者原票によると、前述のC職の同僚の一人が記憶する、申立人と同様にC職の見習いであった申立人の後任者に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、C職の同僚が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和44年5月1日以降の期間においても、A事業所はC職の見習いであった者について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、B社は、「C職は臨時雇用が多く、社会保険に加入させていない者が多かったと思う。当時の社会保険関係の書類を全部保管しているので確認したが、申立人に関する届出は見当たらなかったのも、申立人を厚生年金保険に加入させていないし、保険料も控除していないと判断できる。」と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。